

公益財団法人魚津市体育協会加盟競技団体に対する激励金及び強化費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(公財)魚津市体育協会から加盟競技団体の全国大会等に出場するアマチュアのスポーツ選手等に激励金および全国大会等を開催する加盟競技団体に強化費を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会等 別表1、2に定める地域ブロック、全国スポーツ競技大会をいう。
- (2) スポーツ選手等 国、県及び魚津市を代表して全国大会等に出場する選手、監督及びコーチをいう。

(支給の対象)

第3条 激励金及び強化費の支給対象は、本協会加盟競技団体で全国大会等に出場するスポーツ選手及び全国大会等開催する加盟競技団体で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本協会に加盟する加盟単位団体（加盟35団体：高体連・高野連登録者を除く）
- (2) 予選大会等の成績により選出された者
- (3) 魚津市において、加盟単位団体が主管する全国大会等

ただし、魚津市助成金対象大会及び単位団体記念事業等は含まない

(支給の基準)

第4条 会長は、別表1、2に定める基準額に基づき、予算の範囲内で激励金及び強化費を支給するものとする。

- 2 監督及びコーチは、大会規定等に定める者でそれぞれ1名までとする。

(支給の申請)

第5条 激励金及び強化費の交付を受けようとする者は、全国大会等の開催期日の10日前までに、関係書類を添えて激励金支給申請書（様式第1号）及び強化費支給申請書（様式第3号）に**競技加盟団体会長印を捺印**のうえ、(公財)魚津市体育協会会長に申請しなければならない。

(実績報告)

第6条 激励金及び強化費の交付を受けた者は、全国大会等の終了後速やかに、関係書類を添えて激励金実績報告書（様式第2号）及び強化費支給実績報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(激励金及び強化費の返還)

第7条 激励金及び強化費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支給の全部又は一部を取消し、当該激励金及び強化費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 支給申請に虚偽又は不正等があったとき。
- (2) 当該全国大会等が中止され、又は出場及び開催・遠征できなくなったとき。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日改正

この要綱は、平成27年4月1日改正

この要綱は、平成29年8月1日改正

別表1

区 分	激励金の基準額	備 考
国民体育大会	1人につき 10,000 円	
全国大会		富山県内開催大会は除く
(公財)日本体育協会及び加盟中央競技団体が主催する大会	1人につき 5,000 円	
文部科学省及びその他関係省庁が主催する大会	1人につき 5,000 円	
(公財)日本体育協会の加盟中央競技団体に加盟する団体が主催する大会	1人につき 5,000 円	
上記以外の全国的組織を有する競技団体等が主催する大会	1人につき 5,000 円	
地域ブロック大会		富山県内開催大会は除く
(公財)日本体育協会及び加盟中央競技団体が主催する大会	1人につき 3,000 円	
文部科学省及びその他関係省庁が主催する大会	1人につき 3,000 円	
(公財)日本体育協会の加盟中央競技団体に加盟する団体が主催する大会	1人につき 3,000 円	
上記以外の全国的組織を有する競技団体等が主催する大会	1人につき 3,000 円	
世界選手権大会	1人につき 30,000 円	
アジア競技大会	1人につき 30,000 円	
その他の国際大会	1人につき 20,000 円	

備考

- 1 団体においては、上記基準額×(競技人数+監督1名+コーチ1名)を限度とする。
ただし、**1大会の支給上限額は、60,000円までとする。**
- 2 市外に登録するチーム等に属するものは、支給の対象としない。
- 3 スポーツレクリエーション祭は、支給の対象としない。

別表2

区 分	強化費の基準額	備 考
単位団体が主管する、全国大会の開催	1大会につき 100,000 円	
単位団体が主管する、地域ブロック大会の開催	1大会につき 50,000 円	